



### ごあいさつ

日に日に空気が冷たくなり冬の訪れを感じる今日この頃ですがいかがお過ごしでしょうか。

今年は秋を感じる間もなく、冬に突入しそうな季節の移り変わりに、体が追いつかないと思う方も多いのではないのでしょうか。

季節の変わり目で疲れやすく体調を崩しやすい時期ですのでどうぞご自愛ください。

今月もよろしくお願いいたします。

株式会社 北越アローサービス



運転日報には運行中の様々な情報が反映されています。例えば、出庫・入庫時刻、走行距離などの基本情報、行先(作業・休憩場所)と滞在時間などの配送明細情報、安全運転評価情報そして高速道路使用情報(別途ETC車載機との連動が必要)などです。

「安全」「経済」「総合」の指標から点数を表示

作業登録機器から作業場所・時間等の明細を表示

The screenshot displays a complex data interface with multiple tables and graphs. Key features highlighted include:
 

- A table with columns for '安全' (Safety), '経済' (Economy), and '総合' (Overall), showing scores of 100.0 for each.
- A detailed table of '作業登録' (Work Registration) with columns for date, time, location, and weight.
- A graph showing 'ETC車載器との連動' (ETC device linkage) with usage intervals and fees.
- A table of '積載状況' (Load Status) with columns for '安全', '経済', and '総合'.
- A table of '出口料金' (Exit Fees) for various routes like '八王子本線' and '中央道接続'.

## 今さら聞けない デジタコ 活用編

日々の運行管理に必要不可欠な運行記録計(タコグラフ)。車両総重量7トン以上または最大積載量4トン以上の事業用トラックすべてに装着が義務付けられています。

また、2025年4月からはすべての貸切バスでデジタコの装着が義務化となります。

そこで、先月号に続き「今さら聞けないデジタコ」と題し、デジタコの活用方法についてご紹介いたします。

### 活用方法 ① 安全運転／経済走行励行

デジタコは0.5秒毎の速度瞬間値、走行ルートや作業情報を記録できます。車両では会社で定めた安全運転指標(速度・エンジン回転etc)の超過で警報を鳴動できます。

また、日々のデータはデジタコの解析ソフトで各運行が数値化され、安全運転・経済走行の指導・啓発ができる仕組みが備わっています。



### 活用方法 ② 運転日報の自動作成と出力

出庫～帰庫までのデジタコデータはパソコンで処理され、運転日報を自動作成・出力できます。

運転日報の情報が基礎データとなり、データ活用の幅を広げることができます。

### 活用方法 ③ 乗務員/車両の稼働状況の把握

運転日報の基礎データの活用はデジタコの標準ソフトでさらに次のように活用できます。

- ◇ 月次・年次集計で輸送実績の自動集計
- ◇ 改善基準告示に基づく集計 (拘束時間・運転時間・休息期間)
- ◇ 勤怠管理※(労働時間の把握) ※別途オプションシステムが必要になる場合があります。

### 活用方法 ④ 運行中の車両位置の把握(動態管理)

通信タイプのデジタコ限定ですが運行中の車両位置・状況の把握(動態管理)ができます。お客様からの到着時刻の問合せや緊急時の配車など様々な使い方が可能です。

今回は、デジタコの基本構成でできる活用方法についてご紹介しました。デジタコはオプション機器との連動で管理の幅が広がります。

本誌ではお伝えできなかったデジタコのさらなる活用方法は弊社スタッフを通じてご紹介いたします。遠慮なくお申し付けください。



## デジタコ 補助金

「過労運転防止のための  
先進的な取り組みに対する支援」



先月号で案内したデジタコ補助金に関する続報です。

「運行管理の高度化に対する支援」補助金は10月末に予算消化率100%となり、申請受付は終了となりました。

しかし、「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」補助金もデジタコ導入の対象です。

11月17日現在、予算消化率58%です。来年1月31日が申請受付締め切りなので、お支払いまで考慮するとギリギリとは思いますが、デジタコ導入にご関心がある会社様、弊社スタッフまでご相談ください。

11/17現在  
予算消化率  
58%



## 2024年11月1日より 自転車 道路交通法 改正

2024年11月より道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。

自転車の酒気帯び運転に関しては運転した本人はもちろんのこと、酒類を提供したもの、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

### ○自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

- ・運転中にスマホで通話すること  
(ハンズフリー装置を併用する場合等を除く)
- ・運転中にスマホに表示された画面を注視すること  
→自転車に取り付けたスマホの画面注視もNG  
※どちらも自転車が停止している時を除く



<罰則>

ながらスマホ:6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

### ○自転車の酒気帯び運転 ほう助に対する罰則

- ① 酒気を帯びての運転
- ② 飲酒運転をするおそれがある者への酒類の提供
- ③ 飲酒運転をするおそれがある者への自転車の提供
- ④ 酒気を帯びていることを知りながら自分を送るよう依頼して同乗すること



<罰則>

- ① 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ② 提供者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ③ 提供者に3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ④ 提供者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金

これからお酒を飲む機会が多くなる時期ですので、飲んだら何も運転するなを徹底し十分にご注意ください。



## 編集後記

先日、鹿児島へ旅行に行ってきました。今月号では観光編、来月号はグルメ編と2回に分けてお届けします。

鹿児島は過去に何度も訪れている筆者の好きな県の1つです。

桜島、開聞岳をはじめとする山を背景に、四季折々色々な顔を見せる美しい風景。黒豚・鳥刺し・黒牛・海鮮・鰻などの豊富なグルメ。そして指宿(いぶすき)の砂むし温泉などの特徴ある温泉といった「見どころ」「食どころ」満載の県だと思っています。

今回、とても印象に残った観光スポットは桜島を間近に見ることができる有村溶岩展望所です。

桜島は常に噴煙をあげていますが、展望所を訪れた際、ちょうど噴火が起きました。

噴火した際の爆音は聞こえませんがモクモクと黒く噴き上がる噴煙は恐ろしいほどに迫力満点。

あまりの迫力に見とれてしまいました。ふと、我に振り返り避難が必要なのか戸惑っていましたが幸い避難しなくても問題ない小規模の噴火のようでした。

鹿児島に行くときは、何度も目にする桜島ですが、今回だけは雄大な自然現象を間近で見ることができ、貴重な経験ができた記憶に残る鹿児島旅行となりました。

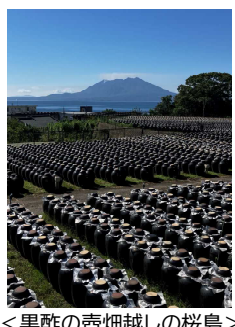
※黒神埋没鳥居:大正大噴火で降り積もった火山灰に埋没した鳥居



<11/1 8:18の桜島噴火>



<11/3 湯之平展望所>



<黒酔の壺畑越しの桜島>



<黒神埋没鳥居※>

お問合せ・ご相談は・・

TEL:025-286-1424 FAX:025-287-0065

<FAXでのお問合せ>

### ①対象商品

- デジタルタコグラフ
- デジタコ関連システム  
(勤怠システム/運行指示書/クラウド点呼システム)

### ②ご要望

- 製品紹介
- 資料送付希望
- 御見積依頼
- 補助金についての説明

貴社名	
お名前	
ご連絡先	